

年	月	総務省	官公庁 経産省	文化庁	国会図書館	出版	業界	権利者				
1990	6	著作権審議会第8小委員会(出版者の保護関係)										
		「出版者は、出版行為により、著作物の伝達上重要な文化的役割／新たな技術的進歩等に対応した出版者の保護を期し、その出版活動の安定と活発化を図ることによって、著作物の社会への伝達を促進し、文化の発展に寄与する」		権利の目的: 出版社の出版行為 権利の存続期間: 30年(他著作隣接権[当時]と揃える趣旨) 権利の保護内容: 出版物の版面の複製 保護基準: 国籍主義+行為地主義 権利の性質: 報酬請求権(≠許諾権) 既刊の取扱: 法律施行以後に限って保護する 権利の制限: 図書館・教育等 権利行使: 集中的、かつ、著作者の権利と一体管理が適当								
2010	3	デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会【三省デジ懇】										
	4	【三省デジ懇】技術WG		【三省デジ懇】出版物の利活用の在り方WG								
	5				<b>新ICT利活用サービス送出支援事業【ICT】</b> ① 電子書籍交換フォーマット標準化プロジェクト／電書協 ② EPUB日本語拡張仕様策定／JEPA ③ 次世代書誌情報の共通化に向けた環境整備／書協・JPO ④ メタデータ情報基盤構築事業／筑波大学 ⑤ 次世代電子出版コンテンツID推進プロジェクト／雑協 ⑥ アクセシビリティを考慮した電子出版サービスの実現／電流協 ⑦ 書店店頭とネットワークでの電子出版の販売を実現するハイブリッド型電子出版流通の基盤技術の標準化及び実証／日書連 ⑧ 電子出版の流通促進のための情報共有クラウドの構築と書店店頭での同システムの活用施策プロジェクト／JPIC ⑨ 研究・教育機関における電子ブック利用拡大のための環境整備／JEPA ⑩ 図書館デジタルコンテンツ流通促進プロジェクト／日本ユニシス							
	6	【三省デジ懇】報告書										
	7											
	8											
	9	新ICT利活用サービス送出支援事業【ICT】	電子出版物の契約円滑化に関する実証事業【実証事業】									
	10			電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議【円滑化会議】								
	11			① 図書館・公共サービス ② 権利処理の円滑化 ③ 出版者への権利付与								
	12											
2011	1											
	2											
	3	【ICT】報告書	【実証事業】報告書									
	4	電書交換フォーマット仕様公開	知のデジタルアーカイブに関する研究会【アーカイブ研】	電子出版物の契約円滑化事業								
	5											
	6											
	7											
	8											
	9											
	10											
	11											
	12											
2012	1											
	2											
	3	出版デジタル機構発足	検討対象: 1. システム 2. 人材育成 3. 災害 対象外: 権利問題	コンテンツ緊急電子化事業【緊デジ】								
	4		【アーカイブ研】報告書									
	5											
	6											
	7											
	8											
	9											
	10											
	11											
	12											

保護の対象: 発行された出版物、当該出版物の制作のために生成されたデータ及び当該出版物から派生したデータ。  
 保護の享受者: 上記出版物を発意と責任をもって発行した者。  
 保護の始期: 当該出版物が発行されたとき。  
 権利の範囲: 複製権、譲渡権、貸与権、公衆送信権(送信可能化を含む)。

- 略称一覧**
- 書協: 社団法人日本書籍出版協会
  - 雑協: 社団法人日本雑誌協会
  - 日書連: 日本書店商業組合連合会
  - デジコミ: デジタルコミック協議会
  - 電書協: 一般社団法人日本電子書籍出版社協会
  - JEPA: 一般社団法人日本電子出版協会
  - JPO: 一般社団法人日本出版インフラセンター
  - 電流協: 一般社団法人 電子出版制作・流通協議会
  - JPIC: 財団法人出版文化産業振興財団
  - CDC: 一般社団法人著作権情報集中処理機構

著作権法一部改正/2012.6  
 31Ⅲ 絶版等資料について、NDLに自動公衆送信権を付与(対図書館、非営利等の制約あり)  
 47/9 メタデータの提供を目的とした情報処理のための記録(複製)・翻案を認める

- ②権利処理の円滑化**
- a. 出版物情報の集中管理
  - b. 権利処理の窓口
  - c. 権利処理の紛争処理
- a. 電子書籍の流通と利用の促進
- ・権利情報の管理による進展
  - ・電書市場への影響検証必要

- ③出版者への権利付与**
- a. 電子書籍の流通と利用の促進
  - b. 出版物に係る権利侵害
- b. 出版物に係る権利侵害への対応
- ・出版者による主体的措置は必要
  - ・対応策は、権利付与、譲渡(現行)と著作権改正の3案